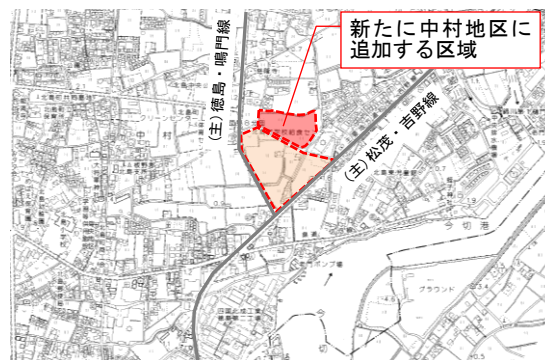


# 北島町中村地区地区計画（変更）に係る 手続き縦覧の実施について

北島町では、中村字檜切・福神・江尻字川中須の地区できめ細やかなまちづくり計画として都市計画法に基づく「北島町中村地区地区計画」を指定しております。

このたび、すでに営業している複合商業施設に加え、新たな施設の進出に伴い、敷地変更や施設の許容範囲の緩和など、「北島町中村地区地区計画」の変更を検討しております。この変更により適正に建築物等を規制・誘導（用途・敷地面積等の制限）することで、周辺環境と調和したまちづくりを目指すものです。



中村地区の位置及び区域

つきましては、北島町地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき、地区計画（素案）の縦覧を下記の要領で実施します。

## — 記 —

### 1. 縦覧の日時

令和4年7月4日（月）～7月19日（火）

※午前9時～午後5時（ただし、土曜・日曜日、祝日を除く）

### 2. 縦覧の場所

北島町役場建設課（北島町中村字上地 23 番地 1 2 階）

### 3. 縦覧する地区計画（素案）

種類：地区計画

名称：北島町中村地区地区計画（変更）

位置：北島町中村字福神

区域：上図に示す区域

### 4. 意見書の提出

地区計画（素案）について、住民及び利害関係人は、縦覧期間及び縦覧期間満了の日の翌日から1週間の間に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする場合は、住所・氏名・年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を提出してください。

■意見書提出期間：令和4年7月4日（月）～7月26日（火）

■意見書提出先：北島町役場建設課（北島町中村字上地 23-1）